

平成27年度熊本県動物愛護月間実施要領

1 期 間

平成27年9月1日（火）から平成27年9月30日（水）まで

2 趣 旨

動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めることを目的とし、広く県民の間に動物愛護精神を醸成し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養を図るものとする。

3 主 催

熊本県

4 協 賛

一般社団法人 熊本県獣医師会
株式会社 熊本県弘済会

5 開催行事等

- (1) 各保健所において「動物愛護月間」の懸垂幕を掲げる。
- (2) 動物愛護月間広報ポスターを保健所、地域振興局、市町村、学校等に配布する。なお、図柄は前年度の図画作品展の金賞受賞作の中から選定された作品を使用する。
- (3) 動物愛護に関する児童の図画作品展を実施する。（作品の募集、審査、展示、表彰）なお、図画作品の表彰（金賞6点、銀賞12点、銅賞18点、佳作40点）は知事表彰とする。
- (4) 各保健所において、熊本県獣医師会各支部等の協力を得て、動物愛護まつり、犬のしつけ方教室、動物の新しい飼い主探しや健康相談等の関連行事を行う。
- (5) 県政情報番組（テレビ、ラジオ）、県ホームページ等による動物の愛護に関する広報を行う。
- (6) 県庁地下通路において、動物愛護に関する展示を行う。